

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(204)の5（略） <u>(204)の6</u> （略） <u>(204)の7</u> （略） (205)～(493)の3（略） <u>(493)の4</u> 敷地等と道路との関係又は道路内の 建築制限の規定の適用を受けない既存建築物の 大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手 数料 <u>(493)の5</u> （略） <u>(493)の6</u> （略） (494)～(569)（略） (570) 削除 (571) <u>警備業認定の有効期間の更新申請手数料</u> (572) 削除 (573)～(582)（略） <u>(583)</u> （略）	別表（第2条関係） (1)～(204)の5（略） <u>(204)の6</u> <u>指定介護療養型医療施設指定更新手 数料</u> <u>(204)の7</u> <u>指定介護療養型医療施設指定変更手 数料</u> <u>(204)の8</u> （略） <u>(204)の9</u> （略） (205)～(493)の3（略） <u>(493)の4</u> （略） <u>(493)の5</u> （略） (494)～(569)（略） (570) <u>警備業認定証再交付申請手数料</u> (571) <u>警備業認定証の有効期間の更新申請手 数料</u> (572) <u>警備業認定証書換え申請手数料</u> (573)～(582)（略） <u>(583)</u> <u>自動車運転代行業認定証再交付申請手 数料</u> <u>(584)</u> <u>自動車運転代行業認定証書換え申請手 数料</u> <u>(584)の2</u> <u>探偵業届出証明書交付手数料</u> <u>(584)の3</u> <u>探偵業届出証明書再交付手数料</u> <u>(585)</u> （略）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。